

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2004-536980(P2004-536980A)

【公表日】平成16年12月9日(2004.12.9)

【年通号数】公開・登録公報2004-048

【出願番号】特願2002-561149(P2002-561149)

【国際特許分類第7版】

E 05 B 75/00

【F I】

E 05 B 75/00

【手続補正書】

【提出日】平成16年12月9日(2004.12.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シリンドラロックにおいて、

内部に回転可能に配置された回転可能なプラグを有するハウジングであって、該ハウジング固定された固定のプラグを有する前記ハウジングと、

該ハウジング内に摺動可能に取り付けられ且つ錠止位置と非錠止位置との間を摺動可能な非回転可能な軸であって、前記ハウジングの一端から伸びる作動端部と、前記ハウジングの他端から伸びる掛止端部とを有する前記非回転可能な軸と、

該非回転可能な軸と係合し得るように配置された1つ又は2つ以上の保持エレメントとを備える、シリンドラロック。

【請求項2】

請求項1のシリンドラロックにおいて、前記固定のプラグ及び前記回転可能なプラグの1つ又は2つ以上の軸方向に整合した穴内に受け入れられた1つ又は2つ以上のタンブラピンを更に備える、シリンドラロック。

【請求項3】

請求項1のシリンドラロックにおいて、前記1つ又は2つ以上の保持エレメントが前記回転可能なプラグの半径方向穴内に取り付けられる、シリンドラロック。

【請求項4】

請求項1のシリンドラロックにおいて、約144乃至約180°隔てた範囲に取り付けられた2つ又はより多くの保持エレメントを備える、シリンドラロック。

【請求項5】

請求項1のシリンドラロックにおいて、ばねが前記軸を非錠止め位置に偏倚させる、シリンドラロック。

【請求項6】

請求項1のシリンドラロックにおいて、前記軸に固定状態に接続されたアクチュエータであって、前記固定のプラグの軸方向溝内に受け入れ得るように整合され、これにより、前記軸及びアクチュエータの回転が阻止されるようにする脚部を更に有する前記アクチュエータを更に備える、シリンドラロック。

【請求項7】

請求項1のシリンドラロックにおいて、前記1つ又は2つ以上の保持エレメントが、前記

軸が作動されたとき、前記軸の溝内に受け入れられる、シリンダロック。

【請求項 8】

シリンダロックにおいて、

内部に回転可能に配置された回転可能なプラグを有するハウジングであって、該ハウジング固定された固定のプラグを有する前記ハウジングと、

該ハウジング内に摺動可能に取り付けられ且つ錠止位置と非錠止位置との間を摺動可能な非回転可能な軸であって、前記ハウジングの一端から伸びる作動端部と、前記ハウジングの他端から伸びる掛止端部とを有する前記軸と、

該非回転可能な軸の1つ又は2つ以上の整合溝と係合し得るように配置された1つ又は2つ以上の保持エレメントとを備え、回転可能なプラグの回転により保持エレメントが前記1つ又は2つ以上の溝から非係合状態となるようにした、シリンダロック。

【請求項 9】

請求項8のシリンダロックにおいて、前記1つ又は2つ以上の保持エレメントが前記回転可能なプラグの半径方向穴内に取り付けられる、シリンダロック。

【請求項 10】

請求項8のシリンダロックにおいて、約90乃至約180°隔てた範囲に取り付けられた2つ又はより多くの保持エレメントを備える、シリンダロック。

【請求項 11】

請求項8のシリンダロックにおいて、ばねが前記軸を非錠止位置に偏倚させる、シリンダロック。

【請求項 12】

請求項8のシリンダロックにおいて、前記軸に固定状態に接続されたアクチュエータであって、前記固定のプラグの軸方向溝内に受け入れ得るように整合され、これにより、前記軸及びアクチュエータの回転が阻止されるようにする脚部を更に有する前記アクチュエータを更に備える、シリンダロック。

【請求項 13】

請求項8のシリンダロックにおいて、前記軸が作動されたとき、前記1つ又は2つ以上の保持エレメントが、前記軸の溝内に受け入れられる、シリンダロック。

【請求項 14】

請求項1のシリンダロックにおいて、回転可能なプラグが、1つ又は2つ以上の鋸引き抵抗ピンを更に備える、シリンダロック。

【請求項 15】

請求項8のシリンダロックにおいて、回転可能なプラグが、1つ又は2つ以上の鋸引き抵抗ピンを更に備える、シリンダロック。

【請求項 16】

請求項8のシリンダロックにおいて、軸の作動端部がボールベアリングを更に備える、シリンダロック。

【請求項 17】

請求項1のシリンダロックにおいて、軸の作動端部がボールベアリングを更に備える、シリンダロック。

【請求項 18】

シリンダロックにおいて、

内部に回転可能に配置された回転可能なプラグを有するハウジングであって、該ハウジング固定された固定のプラグを有する前記ハウジングと、

該ハウジング内に摺動可能に取り付けられ且つ錠止位置と非錠止位置との間を摺動可能な非回転可能な軸であって、前記ハウジングの一端から伸びる作動端部と、前記ハウジングの他端から伸びる掛止端部とを有する前記非回転可能な軸と、

を備える、シリンダロック。

【請求項 19】

請求項18のシリンダロックにおいて、前記軸に固定状態に接続されたアクチュエータ

であって、前記固定のプラグの軸方向溝内に受け入れ得るように整合され、これにより、前記軸及びアクチュエータの回転が阻止されるようにする脚部を更に有する前記アクチュエータを更に備える、シリンドラロック。

【請求項 20】

請求項 18 のシリンドラロックにおいて、ばねが前記非回転可能な軸を非錠止位置に偏倚させる、シリンドラロック。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

このように、ロック本体ハウジング 30 は、押ボタンシリンドラ又はその他の錠止機構を受け入れる穴 62 を更に備えている。押ボタンシリンドラ 60 は、錠止レバー 50 に対し垂直に取り付けられている。錠止レバーは、Z 字形のプロフィールを備えることが好ましく、また、錠止シリンドラの軸 68 と係合し得るように配置された肩部 66 を有する中間部分 64 を更に有している。押ボタンシリンドラが押ボタンの外端 70 を押すことにより錠止位置に作動されたとき、押ボタン軸の末端 65 は、錠止レバーの肩部 66 と係合し、錠止レバー 50 を錠止又は固定位置に完全に錠止する。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

押ボタンロック組立体を開錠するためには、適正な鍵を差込み、タンプラピンの端部を固定のプラグと回転可能なプラグとの間に存在するせん断線と整合させる。このとき、回転可能なシリンドラは、鍵によって回転させることができる。回転可能なシリンドラが回転すると、該シリンドラは、保持エレメントを錠止回り止め部の平坦部から非係合状態にし、保持エレメントが平坦部からカム動作して外れるようにする。保持エレメントが非係合状態なると、押ボタン軸に作用するばねは押ボタン軸を内方に偏倚させ、押ボタン軸の掛止端部が後退し、これにより錠止レバーのような独立的な機構を非錠止状態にする。次に、鍵をその最初の位置に回転して戻し、除去する。これで、ロック組立体は、再度、施錠の用意が整う。

押しボタンアクチュエータ 108 の整合脚部 142 と固定プラグ 102 の軸方向溝 141 の係合のために、アクチュエータ 108 は押しボタンシリンドラロック 60 の錠止めと非錠止めへの移動の間回転しない。押しボタン軸 68 はアクチュエータにリテーナピン 118 によって固定されているので、押しボタン軸 68 もまた押しボタンシリンドラロック 60 の錠止め及び非錠止めへの移動の間回転しない。結局、アクチュエータ 108 と押しボタン軸 68 の両者は、それらが押しボタンシリンドラロック 60 の他の全ての部分に対して永久に回転するのを阻止されているため、押しボタンシリンドラロック 60 内で軸方向に摺動できるだけである。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図8】

